

議案第13号

秋田県指定文化財の指定等について

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第4条第1項の規定により、次の有形文化財を秋田県指定有形文化財（絵画）に指定する。

名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
佐竹曙山 写生帖	3 冊	秋田市中通二丁目3番8号 秋田市立千秋美術館	秋田市

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第4条第1項の規定により、次の有形文化財を秋田県指定有形文化財（古文書）に指定する。

名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
秋田藩家蔵文書	61 冊	秋田市山王新町14番31号 秋田県公文書館	秋田県

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第4条第1項の規定により、次の有形文化財を秋田県指定有形文化財（考古資料）に指定する。

名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
伊勢堂岱遺跡出土品	274 点	北秋田市材木町2番3号 北秋田市文化会館 北秋田市上杉字金沢448番地 大野台ハイランド体育館 秋田市金足鳩崎字後山52番地 秋田県立博物館	北秋田市

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第4条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる有形文化財の名称を改めて同表右欄に掲げるとおりとする。

左 欄				右 欄
名 称	指定年月日	所在地	所有者	新名称
刀 銘羽州住 兼廣作 安政四年二月 吉日 一口	平成4年 4月10日	秋田市金足鳩崎字後山 52番地 秋田県立博物館	秋田県	刀 銘羽州住 兼廣作 安政四年三月 吉日 一口

平成25年3月14日提出

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

第78回秋田県文化財保護審議会において、「佐竹曙山 写生帖」、「秋田藩家蔵文書」、「伊勢堂岱遺跡出土品」計3件を秋田県指定文化財に指定すること、及び「刀 銘羽州住兼廣作 安政四年二月吉日」1件の名称変更が適当であることの答申があった。この指定については秋田県教育委員会の議決を得る必要がある。

これがこの議案を提出する理由である。

さ たけしよざん しやせいちょう
佐竹曙山 写生帖

1 種 別	有形文化財（絵画）
2 名称及び員数	佐竹曙山 写生帖 3冊
3 形 状	紙本着色、絹本着色 画帖装
4 寸 法	各縦34.0cm、横26.3cm
5 制 作 者	佐竹曙山
6 制 作 年 代	天明6年（1786）頃
7 所 在 地	秋田市中通二丁目3番8号 秋田市立千秋美術館
8 所 有 者	秋田市
9 説 明	

曙山は、第八代秋田藩主佐竹義敦^{よしあつ}の号である。安永2年（1773）平賀源内を秋田に招き、これを契機に秋田藩における洋風画の研究が始まったとされる。曙山自ら、家臣の小田野直武らとともに写実技法の習得に努め、秋田蘭画を代表する画家となった。

三冊の写生帖は、それぞれに虫、鳥、植物の写生図をまとめたもので、博物画帖としての性格がある。第一冊の虫類図譜は、曙山の命により、家臣で画家である田代忠国によって天明6年にまとめられており、他の二冊についても余り時期を隔てずに成立したものである。第三冊には、曙山が安永7年に著した、日本初の西洋画論である「画法綱領」と「画図理解」が記されており、写実絵画を重視する曙山の所信が述べられている。写生図の制作には小田野直武らがあたったとみられ、曙山は本写生帖を企画したものと考えられる。

秋田蘭画には、いくつかの写生図を手本にして画面を構成している作品がある。曙山の代表作「松に唐鳥図」（重要文化財）の唐鳥や「竹に文鳥図」の文鳥も本写生帖に描かれている。これらの写生図は、陰影法を加え精密に写されており、その写実的描写が特筆され美術的価値が高い。また、清らかさと高い気品をもつ諸名作を構成する写生図が収められていることなどから、秋田蘭画の研究にとって重要である。

参考文献

成瀬不二雄「平賀源内と秋田蘭画」『原色日本の美術第25巻 南蛮美術と洋風画』小学館 198-209頁
昭和45年（1970）6月20日

内山淳一「写生帖」『江戸名作画帖全集Ⅷ 博物画譜 佐竹曙山・増山雪斎』駸々堂出版 10頁 平成7年（1995）8月1日

武埴林太郎「秋田蘭画」『秋田市史第十五巻 美術・工芸編』秋田市 257-299頁 平成12年（2000）3月31日

秋田市立千秋美術館『秋田蘭画とその時代展』平成19年（2007）9月



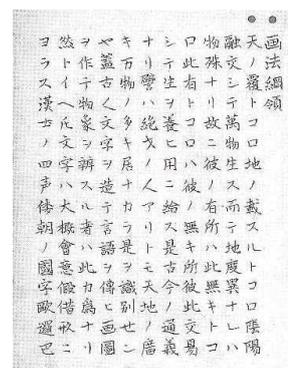
（第一冊）



（第二冊）



（第三冊）



（画法綱領）

あきたはんかぞうもんじよ
秋田藩家蔵文書

- 1 種 別 有形文化財（古文書）
- 2 名称及び員数 秋田藩家蔵文書 61冊
- 3 所 在 地 秋田市山王新町14番31号 秋田県公文書館
- 4 所 有 者 秋田県
- 5 説 明

秋田藩家蔵文書は、江戸時代に秋田藩が行った修史事業の過程で収集、書写、編纂された書状を中心とした全3,794点の文書資料集である。これを基に佐竹家歴代当主の公譜記録『佐竹家譜』、藩士系図などの『諸士系図』が編纂された。この経緯は『岡本元朝日記』に詳しく記録されている。

元禄9年（1696）、秋田藩は家中諸士に家蔵の系図や文書類を差し出すよう命じた。翌年に文書所を設置し、御日記取纏役および御文書改奉行に岡本元朝を任命し、御調頭とした。御文書吟味役に中村光得と大和田時胤を当て、その他に5人を所属させ、本格的な修史事業が開始された。文化2年（1805）頃まで繰り返し提出を命じ、収集、吟味、書写された資料は、概ね提出者の家別にまとめられた。

資料各冊の内題は、「佐竹式部義都家人家蔵文書」や「岡本又太郎元朝家蔵文書」のように所蔵諸士家でくくられており、このうち現在まで伝存し、秋田県公文書館に所蔵されているものが61冊である。外題総称として『秋田藩家蔵文書』の名称を付与した時期は特定されていない。写本の種類では全体は臨写である。花押の一部などは原文書を敷き写したもので、書誌的にも貴重である。

中央政権との関係を示すものには、鎌倉および室町幕府将軍らの下文、織田信長らの印判状、伏見城築城に際して豊臣秀吉から割り当てられた板材の覚書、徳川家康の御内書などがある。また、関ヶ原の戦のあった慶長5年（1600）のものとなる資料は、上杉景勝や直江兼続から佐竹家にあてた書状や、最上義光の影響から秋田実季が由利衆と連携して小野寺義道と対立したことを示すものなど、51点がある。

江戸時代以降に比べて、中世、特に戦国期の資料は全国的にも少ない。佐竹家や常陸以来の家臣から集められた文書は、旧佐竹領の関東地方を含む東國中世史の研究資料として不可欠である。また、秋田、小野寺、戸沢氏らの旧臣から集められた文書は、戦国期の秋田を知る上で価値ある資料である。

参考文献

伊藤勝美「秋田藩家蔵文書の伝来の過程」『秋田県公文書館研究紀要』第2号 平成8年（1996）3月

伊藤勝美「秋田藩家蔵文書の成立の過程」『秋田県公文書館研究紀要』第3号 平成9年（1997）3月

秋田県公文書館「戦国時代の秋田 秋田藩家蔵文書の世界」平成22年（2010）8月

佐藤隆「秋田藩家蔵文書と戦国時代の秋田」『秋田県公文書館研究紀要』第17号 平成23年（2011）3月



いせ どうたい いせきしゆつ ど ひん
伊勢堂岱遺跡 出土品

- 1 種 別 有形文化財（考古資料）
- 2 名称及び員数 伊勢堂岱遺跡出土品 274点
（内訳）土器70点、土製品109点、石器27点、石製品68点
- 3 所 在 地 北秋田市材木町2番3号 北秋田市文化会館
北秋田市上杉字金沢448番地 大野台ハイランド体育館
秋田市金足嶋崎字後山52番地 秋田県立博物館
- 4 所 有 者 北秋田市
- 5 説 明

伊勢堂岱遺跡は、北秋田市脇神字伊勢堂岱に所在する、縄文時代後期前葉（約4000～3700年前）の、4つの環状列石と掘立柱建物跡や墓坑等が分布する祭祀域である。平成4年（1992）に県教育委員会の分布調査で発見され、平成13年（2001）に史跡に指定されている。平成7、8年に県教育委員会、平成9年から平成22年までは鷹巣町教育委員会（現北秋田市教育委員会）による調査が行われた。

伊勢堂岱遺跡の出土遺物は、土器や土製品、石器や石製品に分けられる。土器破片、石器剥片等を除いた点数は13,088点で、この中で全体の形をとどめる優品を指定対象とした。

土器は、深鉢形土器、鉢形土器、浅鉢形土器、壺形土器がある。朱彩を施したものや切断壺形土器などは、非日常的な場面で使用されたと考えられる。側面の入り組や巴形の文様は、北東北に分布する後期前葉の土器の特徴をよく表している。

土製品には、土偶、土版類、鐸形土製品などが、石器、石製品には、三脚石器、岩版類、石刀、石剣類などがある。三脚石器や岩版類は、アスファルトを塗ったものが多い。これらは具体的な使い方が明らかではないが、儀礼や呪術に関わるものが多いと考えられる。

伊勢堂岱遺跡出土品は、縄文時代後期に北日本各地につくられた環状列石の性格や、縄文時代の人々の精神文化をうかがうことができる資料として重要である。

参考

秋田県指定有形文化財（考古資料） 伊勢堂岱遺跡出土土偶 1点 平成23年（2011）3月22日

参考文献

秋田県教育委員会『伊勢堂岱遺跡—県道木戸石鷹巣線建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅱ—』

秋田県文化財調査報告書第293集 平成11年（1999）11月9日

北秋田市教育委員会『史跡 伊勢堂岱遺跡発掘調査報告書』北秋田市埋蔵文化財調査報告書第13集
平成23年（2011）3月28日



刀 銘羽州住兼廣作 安政四年二月吉日 (名称変更)

- 1 種 別 有形文化財 (工芸品)
- 2 現名称及び員数 刀 銘 (表) 羽州住兼廣作
(裏) 安政四年二月吉日 一口
- 3 新名称及び員数 刀 銘 (表) 羽州住兼廣作
(裏) 安政四年三月吉日 一口
- 4 構造及び形状等 構造 長さ81.2cm 反り2.0cm 元幅3.2cm
茎長さ24.0cm 茎反り0.2cm
- 5 所在地 秋田市金足鳩崎字後山52 秋田県立博物館
- 6 所有者 秋田県
- 7 管理者 秋田県立博物館

8 説 明

県立博物館において公開活用に伴い再調査したところ、裏銘が「安政四年三月吉日」であることが判明したため、新名称に改めたい。